

食品等の放射性物質の平成24年度検査実施状況

平成24年8月20日現在

■ 検査計画・検査機関

区分	検査計画	検査機関 (検査機器)	検査実績
流通食品	<p>月24検体 (年間300検体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常摂取食品 16検体/月 ・ 牛肉 8検体/月 	<p>保健環境研究所 (精密検査器:ゲルマニウム半導体検出器)</p> <p>中丹西保健所(牛肉のみ) (迅速簡易検査器:NaIシンチレーションパケットロメータ)</p>	<p>139検体 (全て不検出)</p> <p>一般食品 113 (うち牛肉48)</p> <p>牛乳 4</p> <p>乳児用食品 21</p> <p>飲用水 1</p>
府内産農林水産物	<p>品種・収穫期・産地毎に検査 (年間50品目400検体)</p>	<p>農林水産技術センター (迅速簡易検査器:NaIシンチレーションパケットロメータ)</p> <p>*必要に応じて保健環境研究所(ゲルマニウム半導体検出器)と連携検査</p>	<p>123検体 (全て不検出) ※</p> <p>農産物 91</p> <p>畜産物 11</p> <p>水産物 21</p>

※ 検査品目

- 農産物 九条ネギ、花菜、ミズナ、タケノコ、堀川ゴボウ、茶、伏見トウガラシ、コマツナ、ハクサイ、キャベツ、タマネギ、トマト、大麦、万願寺トウガラシ、ピーマン、エンドウ、ナス、キュウリ、スイカ、京唐菜、ニガウリ等
- 畜産物 原乳、鶏卵
- 水産物 サワラ、マアジ、スルメイカ、トリガイ、ブリ(養殖)

■ 新基準値

(旧) (ベクレル/kg)		(新) (ベクレル/kg)	
食品群	基準値	食品群	基準値
野菜類	500	一般食品	100
穀類	500	牛乳	50
肉・卵・魚・その他	500	飲料水	10
牛乳・乳製品	200	新設 乳児用食品	50
飲料水	200		

* 4月1日から施行。ただし、米・牛肉は6ヶ月、大豆は9ヶ月間の猶予。
* 水道水の管理目標値も4月1日から10ベクレル/kgとされた。